

婦人関係業務資料 No.30

婦 人 の 能 力 を 生 か す

— ゆたかな人生のために あすの日本のために —

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

このパンフレットは、第19回婦人週間を実施するにあたり、運動の趣旨と目標について、各方面の理解を得るために作成したものです。御活用いただければ幸いです。

昭和42年3月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人週間設定の趣旨	(2)
II 婦人週間の経過	(2)
III 第19回婦人週間のテーマ	(3)
1. テーマの前提	(4)
2. 社会の進展と婦人の生活の変化	(4)
3. “婦人の能力を生かす”	(6)
(1) 婦人の能力への社会的期待	(6)
(2) 婦人の可能性は高まっている	(7)
(3) 婦人の能力は生かされているか	(8)
IV 啓発運動の重点	(9)
付	
第19回婦人週間実施要綱	(11)
婦人週間の目標およびスローガン	(13)

I 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要であると考えられますので労働省では、昭和24年から“婦人週間”を設けて、婦人の地位向上のための特別啓発運動を行なっています。

期間としては、4月10日にはじまる1週間を選びましたが、この4月10日は、昭和21年の第22回衆議院議員選挙で、日本婦人が初めて参政権を行使した記念すべき日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの長年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましょう。当時、婦人団体の間には、4月10日を国の祝祭日に加えたいという運動も行なわれました。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別啓発運動の期間として、この意義ある4月10日に始まる週間を選んだわけです。

II 婦人週間の経過

1. テーマについて

労働省では例年の婦人週間にあたって、特定の問題を選んで、運動をすすめるうえのテーマとしています。第10回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげ、日本社会の近代化をすすめるという立場からテーマをえらんできました。しかし第11回婦人週間からは、近代化によつておこる問題にも目を向けて、日本社会の近代化に婦人がどのように対処したらよいか、という観点から、テーマを選ぶ方針をとつてきました。また、昭和20年代は、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点をおきましたが、30年代においては、“社会の進歩発展に婦人が貢献する”ことを基本的態度としてテーマを選び、変動する社会における婦人の役割を各分野にわたる問題に関連してとりあげました。昨年は婦人参政権行使20周年にあつたので、婦人の役割について総括的にとりあげ、一応のまとめとしました。

本年は以上のようなテーマの流れからさらに一步を進め、“婦人の能力”の問題をとりあげます。これは、40年代の日本において、社会の高度化が進むなかで、婦人の能力が生活の各分野で強く求められてきており、また一方では、婦人の生活も変つて、生きがいのある生き方への関心が高まつてきている今日、婦人の能力を生かすという問題が、新しい意味をもつて登場してきていると考えられるからです。

なお、この“能力”の問題は、今後何回かにわたつて婦人週間のテーマとする予定ですが、さしあたって今年は、特定の分野を限定せず、広く総括的に問題をとりあげます。

2. 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などの協力によつて、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでにその実施も回を重ね、婦人週間の意義はひろく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主唱機関として、本週間のテーマやその趣旨、重点を明らかにして各機関に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しています。

III 第19回婦人週間のテーマ

第19回婦人週間のテーマとしては、“婦人の能力を生かす”という問題をとります。すなわち、婦人が生活の各分野で能力を十分に発揮して、社会の要請に応えるとともに、自己の生活を充実させ生きがいのある生活をきつくよう、また社会の諸部門が婦人の能力の有効な開発活用をすすめるよう、それぞれの創意工夫と努力を促すことを、今年の婦人週間のねらいとし、つぎのようにテーマとスローガンを設けます。

○テーマ 婦人の能力を生かす

○スローガン 婦人の能力を生かす

——ゆたかな人生のために——

あすの日本のために——

このテーマについての労働省の観点をつぎにのべます。

1. テーマの前提

近年、日本の社会は、科学技術の進歩、経済の発展を主軸として著るしく変ぼうし、次第に高度の産業社会としての性格をもつようになっています。

ところで、このような高度の産業社会では、その成員の資質を高め、能力を開発・活用することが大きな課題になってきます。つまり、経済の発展のためには、多くの人手と新しい知識や技術が必要になり、複雑化する社会生活に秩序と均衡を維持するためには、政治・文化・社会福祉の面に、人々の理解力と積極的参加が求められます。また、社会の変動のなかで、家庭の機能をすこやかに保つためには、家庭の管理にあたる者が、広い視野と知識にもとづく家庭管理の能力をもつことが要求されるのです。

こうしたところから、今日のわが国社会では、働き手として、家庭や社会の福祉のにない手としての、婦人の能力に対する期待は強まっています。同時にまた、婦人の教育程度が高くなり、生活にもゆとりが出てきた結果、婦人の間に生きがいのある生き方や生活の充実への関心や意欲が高まっていることもみられます。

もとより、能力が生かされ、人々が生きがいのある生活を営むことは、民主主義社会の目標ですが、以上のような理由から、とくに今日のわが国においては、婦人の能力を育て役だてることが社会の側からも、また婦人の側からも強く求められる重要な課題であると考えられます。ここに、婦人の、人としての生きがいのために、社会の進歩発展のために、婦人の能力を生かす、ということを経典的な姿勢として、第19回婦人週間の運動をすすめます。

なお、ここでいう“能力”とは、いうまでもなく、特定の“才能”だけを意味するものではありません。広く知識や技能、判断力や創造力等々につながる精神的能力および肉体的能力全般を意味します。また、潜在的能力、すなわち伸ばせば伸びる力としての“可能性”をも含めます。したがって、“生かす”という表現には、能力を役立てるという意味とともに、このような潜在的能力すなわち可能性を、教育や訓練などによつてひき出す、または“開発する”という意味をも含めています。

2. 社会の進展と婦人の生活の変化

婦人の能力の問題を考えるにあたって、まず問題の背景となる社会の進展と婦人の生活の変化の状況を一ししましょう。

経済成長に伴つて、近年のわが国社会ははげしく変ぼうし、急速に近代的産業社会へと成長しつつあります。産業は第一次産業から第二次、第三次産業へと比重が移り、その結果、農業人口の減少、第二次、第三次産業の雇用者の増大をみえています。勤労者家庭がふえ、都市への人口集中がすすんでいます。最近はとくに若年労働力の不足を中心として、人手不足の現象がみられますが、進学率の上昇、人口増勢の鈍化にともない、今後この傾向は強まることが予想されています。

このような社会の急速な変化は、農村にも、都市にも、また家庭にも、職場にも、大きな影響を与え、また各分野における婦人の生活にも変化をもたらしています。

例えば、家庭生活についてみると、必需品の商品化がすすんで家庭はますます消費単位化し、また所得水準が上り、生活内容が向上し、電気器具や既製品が普及して、従来の家事労働が軽減し、主婦のもつ余暇が一般にふえてきました。また、家族構成が単純化し、小家族化がすすみ、夫婦親子の関係に友愛化の傾向が強まっています。一方社会生活における緊張が強まるにつれて、身心のいこの場としての家庭の機能が重要になってきています。婦人の寿命の延長と出生率の低下等にもなつて婦人の生涯における生活周期の型が変化し、婦人の中高年期と老年期を顕在化させています。

職場においては、技術革新の進行に伴つて新しい職種が生れる一方、オートメーション化による仕事の質の変化、細分化、単調化がすすんでいます。そのようななかで女子雇用者の比重が増大し、全般的に婦人労働者の勤続年数は長くなり、平均年齢は高くなり、若年未婚、短期勤続を特徴としていたわが国女子雇用者の特性がくづれて、婦人の就労の多様なパターンがみられるようになりました。

一方、農村においては、経済の高度成長の中で、農業経営の方式も暮らし方も激しい変化をみせています。男子労働力の他産業への流出が著るしく、いわゆる主婦農家や出稼留守家庭が急増しています。農業労働はもつぱら婦人に依存する比重が大きくなつており、主婦の過重労働、農婦症の増加が問題視されています。なお、また、商品経済の農村への浸透によつて、農家も消費単位としての性格をつよめはじめしており、また生活様式も都市化してきたことから、主婦の農外就労も増加し、子どもの養育や家事処理など家庭管理に支障を来すという事態もおこっています。一般に農業の多角経営化は農閑期をなくし、農村家庭の生活のリズムに変化をもたらしています。

都市でも、商店や自営業の主婦の場合に農村と同じような現象がみられ、人手不足による主婦の過労や、子供のしつけの問題が大きくなっています。

地域社会も都市化の進行とともに急速に変化しています。社会施設やレクリエーション施設などが徐々に整備されていく反面、交通機関の発達にともなう交通事故は激増し、スモッグ、騒音などの公害や少年非行の増加などの現象がみられます。生産力の増大により大量生産された物資は豊富に出廻り、人々の消費欲求と収入増への欲求を高めています。マスコミの発達はめざましく、文化・娯楽を大衆化させ、とくに家庭の主婦の知識や教養を高めることに役だっているといわれますが、一方、人々の自主性を失わせ、生活を画一化させる傾向もみられます。また、機械化文明の中で人間疎外現象が顕著になっています。

3. “婦人の能力を生かす”

(1) 婦人の能力への社会的期待

“能力”は人間の一人一人に属するもので、人間の尊厳や基本的人権と結びついたものといえましょう。したがって、婦人が十分に能力を生かすことのできる社会は、婦人の人権が完全に認められ、男女の地位の平等の達成された社会であるといえることができます。

日本の婦人が、法律上、實際上、能力をもつ人格としての取扱いをうけるようになったのは、いうまでもなく戦後のことです。戦前の日本の社会では、婦人の役わりや能力への期待は、家庭にあつていわゆる“良妻賢母”であることに限られていました。“家”という枠のなかで家風やしきたりに順応することを強く求められていた婦人たちにとって、生活のなかで知識や才能を生かしたり、創造力を発揮する余地は少く、また期待もされませんでした。したがって、教育制度においても、女子教育は男子より一段と低くおさえられ、その才能を開発する機会にめぐまれた婦人は僅かでしたし、能力を社会で生かす道を見出すことはさらに困難でした。ただ、初等教育の分野では、男女の差別なく、比較的早くから義務教育が行なわれており、婦人全体の教育水準はある程度の高さに保たれていました。このことは、戦後の急激な社会改革やその後の経済成長の推進を可能にした大きな要因であつたといえましょう。

終戦を契機として、日本は民主主義国家として再出発し、新憲法にもとづいて法律が改められ、婦人の地位は一挙に高められました。婦人は男子とともに国の政治や経済生活に参加し、男子と共同して家庭をきづく能力あるものとし

て認められ、その権利が与えられ、教育についても機会均等が保証されました。こうして婦人の生活は大きく変わり、公職に、職場に、市民活動に、婦人の進出がはじまり、高等教育をうける婦人も急速にふえ、今日に至っております。

さて、前述のように、近年、社会の各分野に構造的変化がすすみ、それに伴って婦人の生活や意識も変化し、婦人の能力に対する各分野における要求と期待が高まっています。

たとえば、小家族化した家庭では、家庭生活の運営はほとんど全面的に主婦に依存するようになるとともに、種々の新しい問題に適確に対処して家庭の機能を保つために、主婦に質の高い家庭管理の能力が求められてきています。多様な商品の氾濫、絶えまないマスコミの攻勢のなかで合理的な消費生活を営むためには、賢い消費者としての判断と選択能力が要求されます。また、社会生活における緊張の高まるなかで、家族の情緒的安定をはかることも主婦の新しい課題となつてきており、明日を担う次代のすこやかな育成のためには、新しい時代に則した正しい保育・教育の知識や教養が求められています。

また、農村家庭では、男子労働力の流出に伴って、農業の主な働き手となつた主婦には、農作業や経営の新しい知識が要求され、農作業や家事の共同化によつて過重労働の緩和をはかる創意工夫も必要になつています。また、農村に商品経済が浸透しつつある今日、農家の主婦にも賢い消費者としての知識や判断が必要になつてきました。

都市では、勤労者家庭の増加によつて、都市周辺住宅地はベッドタウン化し、地域の福祉や文化が婦人に依存する割合が高まっています。複雑化する社会のしくみを理解し、良識をもつて国の政治や地方自治に参加する実力が求められています。

都市ばかりでなく、農村にも雇用者として働く婦人がふえ、婦人は雇用者全体の3分の1を占めるに至っており、日本の経済の発展を支える大きな力となつています。とくに、労働力不足基調のなかで、これら婦人の能力の十分な活用は、わが国社会の当面する大きな課題となりつつあります。

(2) 婦人の可能性は高まっている

一方、教育水準の向上やマスコミの普及などで知識や教養もゆたかになり、家事労働からある程度解放されて自由な時間が多くなつた婦人たちは、このような社会からの期待にこたえる条件をととのえてきたとみることができましょ

う。ヴォランティア活動などの市民活動に能力を生かすことによつて、生活の充実を見出すことも可能になりつつあります。

また、近年の人口現象のなかで顕著にみられる出生率の低下と平均寿命の延長にともなつて、婦人の生活周期の型が変化し、育児の任務を終えたあとの婦人の中高年期が長くなつてきていることは、婦人の生涯に大きな影響をもたらすことが予想されます。たとえば、若いときに職業について働き、結婚や出産のために退職した婦人が、家庭責任の軽減した中高年期にふたたび職場に出て、安定した労働力として、経済活動に参加するという可能性も生れてきています。

(3) 婦人の能力は生かされているか

このように婦人の能力が、家庭内でも社会的にも求められており、婦人の側にも能力を生かす可能性がひろがり、現実には能力の高い婦人もふえているのですが、婦人の能力が必ずしも十分に生かされていないという面もみられます。とくに日本の社会の急速な近代化のなかで、なお旧来の制度や慣行、思想などが多く残されたままであることが、婦人の積極的な能力の発揮をさまたげていることがしばしばみられます。例えば、婦人の教育水準は一般的に向上しましたが、高等教育については男子優先という考え方が、家庭にも社会にも払拭されず、また高等教育をうけた女子が、その資格と能力にふさわしい職業に就くことが容易でない例もみられます。職場においては、婦人を補助的労働力として扱い、技能訓練や昇進の機会を十分に与えないという伝統的態度や若年停年制、結婚退職制などの慣行もあとをたつていません。又年功序列賃金や終身雇用等の慣行は、婦人の就職の機会の拡大を妨げる要因となつています。一般社会においても、市民意識の発達が未熟であることに加えて、性別による偏見があるために、婦人の市民活動の伴ひ悩んでいることがみられます。家庭においても、家族関係の民主化がまだ十分でないことが主婦の主体的な生活設計や創意工夫をさまたげているといえましょう。

このようにみると、進展する社会のなかで婦人が能力を生かすという問題について、新たな観点から検討を加えることは、今日、婦人自身および社会が当面する重要な課題といえましょう。

すなわち、婦人が、家庭で、職場で、地域社会で、能力を十分生かすよう、主体性をもつて生活を設計するとともに、社会の諸部門が婦人の能力を積極的

に育て役だてることによつて、婦人の生活の充実と、わが国社会のゆたかな発展がすすめられることが期待されます。ここに第19回婦人週間にあたり、生活の各分野で婦人の能力を生かそうという基本理念を強くうち出そうとするものです。

IV 啓発運動の重点

“婦人の能力を生かす”というテーマについての労働省の考え方は以上のとおりですが、啓発運動をすすめるにあつて、重点とするところは次の点です。

○ 社会の進展と婦人の生活の変化について認識を深める。

婦人がその能力を高めそれを十分発揮しうるような状態は、民主主義国家の理想であり、婦人の地位向上の基本理念の一環をなすものですが、前述のように近代的産業社会として発展しつつあるわが国社会においては、家庭や社会の福祉のにない手として、働き手としての婦人の能力の発揮が、社会の要請として求められます。また社会の進展にともなう婦人の生活の変化は、このような要請にこたえうる条件をつくり出し、婦人の生活に可能性をひろげるとともに、生きがいのある生き方や充実した生活への志向を高めています。このような現状の認識から、“婦人の能力を生かす”ということの今日的意義が理解されることを期待します。

○ 婦人のもつ可能性を開発して、生活のいろいろの場で活用する。

能力の開発については、とくに、婦人が、長期の人生設計になつて、知識や技術を身につけること、また、学校、企業、団体等の社会の諸部門が、婦人の教育・訓練の充実・拡大について検討することが期待されます。

能力の活用については、婦人が、家庭管理、職業生活、社会福祉や地域の美化等の市民活動など、生活のあらゆる分野に能力を役立たせるとともに、自分自身の知性や教養をゆたかにし、あるいは楽しみをもつために、能力が積極的に生かされていくことも忘れてはならないでしょう。また、企業をはじめ社会の諸部門が、婦人の能力を活用する機会を拡げるよう工夫すること、婦人の能力の開発活用をさまたげている制度や慣行などの検討が行なわれることが期待

されます。

- 婦人の能力を社会的に生かすことと家庭の福祉との調和の問題について考える。

最近、既婚婦人で職場にでて働くものがふえる傾向に伴つて、婦人の職業と家庭生活との調和の問題に社会の関心が高まっていますが、職業の場合のみならず、婦人が社会的に能力を生かそうとするときには、常に家庭生活との調和をはかり家庭の機能が阻害されないよう、個人的な工夫とともに、社会的な配慮が行なわれることが必要です。どのような工夫や配慮が必要か、また可能か、考えあつてみましょう。

第19回婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使である4月10日から1週間、全国的に行なっているものです。この週間の実施にあつて、労働省では例年特定のテーマをえらんで運動をすすめていますが、今年は下記によつて第19回の運動を実施します。

2. テー マ

婦人の能力を生かす

個人の能力を生かし、すべての人が生きがいのある、充実した生活をいとなむということは民主社会の目標ですが、高度の経済社会としての特質を強めつつあるわが国においては、すべての人の能力を開発し、活用して、社会全般のより大きな発展向上をはかることが、とくに必要になつています。

このようなところから、働き手として、家庭や地域社会の福祉のにない手としての婦人にたいする期待がますます強まつており、同時に、婦人の意識や生活も大きく変つて、婦人の間に、生きがいのある生き方や、自己の生活の充実への関心と意欲が高まつている今日、婦人の能力を育て、役だててということが、わが国社会の当面する重要な課題であると考えられます。

すなわち、婦人が家庭で、職場で、地域社会で能力を十分に生かすよう、主体性をもつて生活を設計するとともに、社会の諸部門が、新しい視野にたつて、婦人の能力を積極的に育て活用し、もつて婦人が充実した生活を享受し、わが国が、近代社会としてゆたかな発展をつづけていくことが期待されます。

ここに、社会の進展と婦人の生活の変化についての認識にたち、各分野で、婦人の能力を生かすよう促すことを、第19回婦人週間のねらいとします。

3. スローガン

婦人の能力を生かす

——ゆたかな人生のために あすの日本のために——

4. 運動の重点

- (1) 社会の進展と婦人の生活の変化について認識を深める。
- (2) 婦人のもつ可能性を開発して、生活のいろいろの場で活用する。

とくに――

婦人が

○長期の人生設計にたつて、知識や技術を身につける。

○家庭管理、職業生活、社会福祉や地域の美化等の市民活動に、また自己の充実や楽しみに、持っている力を積極的に発揮する。

社会の諸部門が

○婦人の教育、訓練の充実、拡大について検討する。

○婦人の能力を活用する機会を拡げるよう工夫する。

(3) 婦人の能力を社会的に生かすことと、家庭の福祉との調和の問題について考える。

5. 期 間 昭和42年4月10日～16日

6. 主 唱 労働省

7. 協力を依頼する機関・団体

関係官公庁 婦人団体 青年団体 労働団体
経営者団体 職能団体 社会福祉団体 教育団体
文化団体 報道機関 その他

8. 主唱機関の行なうこと

第15回全国婦人会議

地方婦人会議

大会その他地方の実情に応じた行事

資料の作成

広報活動

婦人週間の目標及びスローガン

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
24年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もつと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1. 家庭から職場から封建制をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のために やくだつ婦人となりま しょう
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会をつくる ために権利と義務をい かしましょう
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のびしましょう 自分で考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてまし ょう ―家庭や社会の経済生 活において―
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 ―個人関係、地域社会、職場等において また世論形成者として―	よりよい社会を つくる力になりましょう
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる ―とくに明るい家庭の建設のために―	みんなで日本の家庭を明 るく
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる ―とくに近代的な人間関係の確立の ために―	まず話しあいましょう あかるい人間関係をつ くるために
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる ―正しい協同活動をとおして―	育てましょう 正しい協同活動を

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	個人の自由と責任が 集団をそだてる
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活の時間割を そして自由時間を —自分のために みんなのしあわせの ために—
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格 形成に—	次の世代の成長に 婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新 しい秩序をそだてるために努力する。	生活に新しい秩序をそだ てよう —変化のはげしい今日 の社会において—
38年 (第15回)	婦人が社会的良心を生かし育てて明るい社会を 築くよう努力する	みんなの社会的良心が住 みよいあすを築く
39年 (第16回)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	(な し)
40年 (第17回)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	(な し)
41年 (第18回)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(な し)
42年 (第19回)	婦人の能力を生かす	婦人の能力を生かす —ゆたかな人生のために あすの日本のために—